

平成27年5月

お客様各位

西中国信用金庫

## 「ジュニア NISA」の名称決定について

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度税制改正大綱において未成年を対象とした少額投資非課税制度の導入が決まり、国会にて法案が可決・成立いたしました。

NISA推進・連絡協議会（※）にて、本制度の名称を「ジュニア NISA」とすることが決定されましたのでお知らせします。

（※）「NISA推進・連絡協議会」は、日本証券業協会（事務局）、一般社団法人信託協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人不動産証券化協会、株式会社ゆうちょ銀行、一般社団法人生命保険協会、農林中央金庫、労働金庫連合会及び金融庁（オブザーバー）で構成されます。NISAが個人の中長期的な資産形成手段として幅広く利用されるよう、NISAの普及・促進に向けた取り組みを進めています。

本件に関するお問い合わせ先  
西中国信用金庫 資金証券部  
TEL 083-223-4935

